

自転車の交通ルールについて

皆さん、自転車安全利用五則を知っていますか？

自転車安全利用五則は自転車利用者が守るべき最も基本的な自転車の交通ルールとして、まとめられたものです。

自転車を利用する皆さんは、次の自転車安全利用五則を守って、交通事故に遭わない、起こさないようにしましょう。

～自転車安全利用五則～

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、道路交通法で「軽車両」と位置付けられ、自動車と同じ「車両」の一種です。

歩道又は路側帯と車道の区別のある道路では、原則として車道の左側端に寄って通行しなければなりません。が、次の場合、普通自転車※は歩道を通行することができます。

*** 普通自転車とは車体の大きさ、構造が次の基準を満たす自転車で、他の車両をけん引していないものをいいます。**

①車体の大きさが、長さ 190 cm以内、幅 60 cm以内

②四輪以下の自転車

③側車をつけていない(補助輪は除く)

④運転者席が一つで、それ以外の乗車装置がない(幼児用座席は除く)

⑤ブレーキが走行中簡単に操作できる位置にある

⑥歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がない

○ 道路標識や道路標示で歩道を通行することができるとされているとき

○ 13 歳未満の子どもや 70 歳以上の方、一定の身体障害を有する方が運転するとき

○ 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

やむを得ないと認められるときとは、道路工事や連続した駐車車両等のため車道の左側を通行することが難しいときや、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるときをいいます。

なお、歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点では、必ず信号や一時停止を守って、安全を確認して進行してください。

自転車が従う信号については、車道を通行するときは「車両用信号」、横断歩道を進行するときは「歩行者用信号」に従います。

歩行者用信号に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合は、車道を通行するときであっても、歩行者用信号に従ってください。

また、一時停止標識等のある交差点では、停止線があるときはその直前で、停止線がなければ交差点の直前で一時停止をしなければなりません。

3 夜間はライトを点灯

夜間、自転車を運転するときはライトをつけなければなりません。

ライトをつけないと、道路の状況の確認や、周りの自動車、歩行者の発見がしづらくなるだけでなく、自動車や歩行者からも自転車の存在を発見しづらくなり、自動車や歩行者と衝突したり、誤って道路から水路に転落したりするなど重大な事故につながるおそれがあります。

4 飲酒運転は禁止

自転車でも飲酒運転は厳禁です。

飲酒運転して検挙された場合、酒酔い運転であれば5年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金、酒気帯び運転であれば3年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金が科される可能性があります。

また、飲酒運転をするおそれがある者に自転車を提供したり、お酒を提供する行為等も処罰の対象となります。

5 ヘルメットを着用

自転車を運転するときは、ヘルメットの着用が努力義務とされています。

ヘルメットは頭部の保護に有効であり、交通事故に遭った際に命を守ります。

自らの命を守るため、自転車を運転するときはヘルメットを着用しましょう。

以上が自転車安全利用五則になりますが、この他にも守らなければならない自転車の交通ルールは次のとおりです。

○ 「ながらスマホ」の禁止

自転車を運転中に携帯電話やスマートフォンを保持して、画面を注視する行為等は禁止です。

「ながらスマホ」は事故に直結する危険な行為なので、絶対にしないでください。

○ 踏切を通過するときのルール

自転車で踏切を通過しようとするときは、踏切の直前(停止線があるときはその直前)で停止し、安全であることを確認しなければいけません。

また、踏切の遮断機が閉じようとしているときは、その踏切に入ってはいけません。

○ 自転車の横断歩道等の通行について

自転車で道路を横断する場合、横断歩道を通行することもできますが、横断中の歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、自転車に乗ったまま横断してはいけません。

また、自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。

○ 横断歩行者の優先

横断歩道に接近する場合には、歩行者がいないことが明らかなきを除き、横断歩道の直前(停止線があるときはその直前)で停止することができるような速度で進行しなければなりません。

また、横断中又は横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道の直前で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければなりません。

さらに、横断歩道又はその手前の直前で停止している車両がある場合において、その車両の側方を通過してその前方に出ようとするときは、一時停止しなければなりません。

○ 自転車の並進について

自転車は並進してはいけません。

並進は、自動車や歩行者を巻き込んだ事故に発展するおそれがあるほか、自動車や歩行者が通行するスペースが狭くなり、他の自動車や歩行者の通行に支障を及ぼすおそれがありますので、やめましょう。

今年の4月1日から道路交通法の一部を改正する法律が施行され、16 歳以上の自転車利用者による交通違反に対して青切符制度(交通反則通告制度)が導入されました。

長野県警察のホームページでは、自転車の交通ルールについて、分かりやすくまとめた資料を掲載しておりますので「長野県警察 青切符」と検索していただき、ぜひご覧になってみてください。_